

南知多町プレミアム付食事・宿泊券取扱店募集要項

南知多町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が減少している世帯に対する消費を喚起するとともに、売上低下による経営悪化の危機に直面する飲食店及び宿泊事業者を支援することを目的として実施するプレミアム付食事・宿泊券事業において、取扱店を募集します。

1. 商品券の概要について

- (1) 商品券名称 南知多町プレミアム付食事・宿泊券
- (2) 発行団体 南知多町
- (3) 販売期間 令和2年7月27日（月）～令和2年8月31日（月）
- (5) 利用期間 令和2年7月27日（月）～令和3年2月28日（日）
*利用期間を過ぎた商品券は無効とする。
- (6) 換金期間 令和2年8月3日（月）～令和3年3月12日（金）
*換金期間を過ぎると換金できないものとする。
- (7) 発行券 1冊10,000円分の食事・宿泊券を5,000円で販売
1,000円券×10枚
- (8) 購入対象者数 町内在住又は在勤で平成17年4月1日以前に生まれた者
(対象者1人につき1冊まで購入可能)
- (9) 発行総額 8,000万円（但し、購入対象者が全額購入した場合）
- (10) 釣り銭 つり銭は出さないものとする。
- (11) 利用できる店舗 飲食店、旅館・民宿

2. 取扱店舗の募集について

- (1) 応募資格・条件
南知多町内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所
食品衛生法に基づく飲食業営業の許可又は旅館業法に基づく許可を有する事業所
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (2) 申込方法
取扱店登録申込書に所定の事項を記入し、商工会へファックス等により提出し、申し込むものとする。取扱登録料は無料とする。
- (3) 申込期限
令和2年6月1日（月）から6月19日（金）まで
申込期限内に申込手続きを完了した事業者については、7月1日号広報にて全戸配布する購入申込書兼チラシに掲載する。
- (4) 取りまとめ
申し込みを受けた商工会は事業者を取りまとめて、6月22日（月）までに南知多町へ報告する。
- (5) 換金方法
南知多町が指定する金融機関（知多信及び信漁連）窓口にて換金する。
- (6) 事業評価の協力
認定された事業者には、期間中の売上等の状況報告について、協力を求める場合がある。

応募・問い合わせ先：
各商工会窓口